

令和8年1月19日

吉田町議会議長 増田剛士様

一般社団法人吉田町まちづくり公社
理事長 塚本昭二



よしだ議会だより第120号中の産業建設常任委員会報告について(照会)

日ごろ、一般社団法人吉田町まちづくり公社の運営に対し御支援賜り感謝申し上げます。さて、吉田町議会産業建設常任委員会(以下「委員会」という。)が令和7年10月30日に一般社団法人吉田町まちづくり公社(以下「公社」という。)を視察され、視察の概要及び委員会の意見等が委員会報告として令和8年1月発行よしだ議会だより第120号14ページに掲載されましたが、この内容の一部について深刻な疑念を抱いておりますので、下記2に掲げました事項について、令和8年2月20日までに御回答賜りますようお願い申し上げます。

なお、本照会文書をもって吉田町議会に提出し回答を求めていることにつきましては公社ホームページに掲載します。さらに、回答文書が公社に到達しましたら当該文書も合わせて掲載させていただきます。また、回答がない場合にはその旨を掲載しますので御了承願います。

記

1 疑念を持つに至った背景

(1) 公社は、吉田町、産業4団体、金融機関、富士フィルム㈱の8者が社員となって運営資金を拠出しながら運営している一般社団法人で、それぞれの団体等の代表者やその委任者で理事会や社員総会を構成する確かな決議機関を有する独立した登記法人です。そして、取り組む事業は、町や町民のためになる内容に限定しており、事業計画、予算、基本的な運営の仕方については、公社設立を主導していただいた吉田町の意向を確認しながら方針を定め、その上で理事会及び社員総会の決議をもって決定しています。

また、今般視察申込を受けた際には、当法人として直接観光振興と銘打つ事業がない旨を伝えましたので、観光振興策についての調査事項に馴染まない視察先であることを委員会は承知で視察を実施したことになります。公社では、少しでも委員会の調査活動に協力したいと考え、調査に役立ちそうな「まちの魅力づくり事業」を中心とする資料を整えて実情を説明しました。

こうした経過の中で実施された委員会の調査報告として、今般、よしだ議会だよりという公文書に、公社の事業全般について、吉田町の意向や公社の理事会と社員総会の決定に異を唱えるかのような記述が多々掲載されて公表されました。

しかしながら、法的に独立した法人格を有する公社の事業運営について、吉田町議会から今回の委員会視察を通じて指摘を受けるようなことは決してあり得ないはずです。

さらに、令和7年10月30日の委員会視察は、町行政当局の所管事務調査の一環であ

り、当法人の評価を行う権限などないにもかかわらず、記述された文章表現は実体的に当法人の外部評価に当たると捉えられるものでした。まったく違和感を禁じ得ません。

そしてさらに付け加えるならば、そもそも「委員会の視察報告」であれば、視察概要や質疑応答などの内容を記述するのが一般的です。当然として同時に掲載された他の委員会報告はそのような内容となっていますが、吉田町議会産業建設常任委員会だけは意見と捉えられる記述を含む内容になっています。本来、意見をも述べる委員会報告は、議長に提出され、議会承認を経る手続きが必要であるとの認識を持っていますが、この報告は調査活動途上の報告であると捉えられます。本当に適正な手続きを踏まえた内容を掲載した公文書なのかについても大いなる疑念を抱いております。

- (2) 問題としているよしだ議会だよりに強烈な疑義を抱いた翌日の令和8年1月14日に公社理事長が増田剛士吉田町議会議長及び大石巖吉田町議会産業建設常任委員会委員長と面談し、疑義を抱いている点について直接確認させていただきましたが、御説明いただいた内容の多くについて得心できませんでした。

吉田町当局をはじめとする社員の総意を持って事業内容を決定し、関係者全員が少しでも町を良くしようと熱い思いを持って活動している公社について、今般、吉田町議会から理不尽な異を唱える評価が出され、公社のイメージがき損されたままでは、今後の活動の大きな支障になりますので、吉田町議会から得心できる御説明をお願いしたいと切望しています。

2 御回答いただきたい事項

- (1) 公社の「現状について」の「限られた予算・マンパワーの中では思い切った取り組みが期待できない。」との記述について

委員会視察の際に、公社からは「吉田の魅力発信のため、ホームページの運営、よしまちべっぴん認定及び紹介、べっぴんガイドを活用したキャンペーン実施など限られた予算とマンパワーの中で出来得る限り工夫を凝らした活動を行っている。」との要旨の説明をさせていただき、御理解いただいたとの印象を持っておりましたが、逆に公社の説明が否定的に捉えられたと受け止めなければならない文書表現が公表されました。

委員会では、公社に対してどのような思い切った取り組みを期待しているのか具体的に御教示願いたい。また、「期待できない。」と断じているわけですので、その結論に基づく今後の公社の取り扱いを委員会としてどのようにイメージしたのかも具体的に御教示願いたい。

- (2) 公社の「課題について」の「よしまちべっぴんの公募の3分の1は町外である。」との記述について

「よしまちべっぴん」とは、町内で生産又は加工され、町内での小売販売と通販に対応できる商品で、よしまちべっぴん認定審査委員会が認定した吉田町の逸品であることが必須条件となっており、単に公募するようなプロセスではなく、まして町外の商品はありません。このため、記述内容を理解できかねますので御説明願いたい。

- (3) 公社の「課題について」の「景観形成として公社の役割としてどうか。」の記述について

この文章表現は文体自体が分かりにくいものですが、公社が現在取り組んでいる「湯日川堤防と保安林敷地の除草作業」及び「川尻防潮堤周辺一帯のシーガーデン管理業務」を公社事業に相応しくないと揶揄するものだと受け止められます。

まず、湯日川堤防と保安林敷地の除草作業については、社会情勢の変化などにより除草作業の担い手が不足したことから除草頻度が極端に落ち、安全上や景観上の問題が深刻化して早急な対応を必要としていたため、状況を察知した公社が、安全な景観を整えることはまちの魅力向上にもつながると考え、吉田町とも連携しながら地域貢献要素が高い事業として継続的に取り組んでいるものです。

また、川尻防潮堤周辺一帯のシーガーデン管理業務については、令和4年に吉田町のシーガーデンシティ構想の中核施設の一つとなる「川尻防潮堤、大井川川尻地区河川防災ステーション、吉田町水防センター、川尻防潮堤側道1号線等」が完成し、新たに創出された広大なエリアの除草、ごみ拾い、施設管理に苦慮していた吉田町に対し、自らのボランティア活動の要素も加えた花や樹木も用いながら安価に成果を上げようとする景観形成事業計画案を提出したことから、令和5年度以降、吉田町の委託を受けて手掛けている事業です。休日や雨天を除き毎日除草作業、ゴミ拾い、施設点検、花や植栽樹木の管理や育苗などを行い、皆さんに何度も訪れていただける良好な景観を創り出そうと努力しています。この事業は、シーガーデンシティ構想の具現化を期待されている公社としては当然果たすべき役割だと考え、熱い思いを持って意欲的に取り組み、年々成果を上げていると自負している事業です。

このように、どちらの事業も吉田町の意向も踏まえて手掛けている基礎的なまちづくり事業と言えそうですが、「景観形成として公社の役割としてどうか。」と記述された意図を詳しく御教示願いたい。

(4) 公社の「課題について」の「司令塔となる必要がある。」の記述について

主語が記載されていないのでどう捉えてよいのか不明瞭ですが、印象として「公社に司令塔がない」と読み取れる記述ですので、その解釈に沿って質問します。

前述したとおり、公社は確かな意思決定機関を有する法令に則った運営をしている一般社団法人です。しかも、設立を主導されたのは吉田町であり、運営資金の多くを吉田町から御負担いただいておりますので、組織運営についても事業運営についても吉田町の意向が色濃く反映されていることは当然ですが、そうしたことを熟知しているはずの吉田町議会の委員会が「司令塔となる必要がある。」と記述された意図を御教示願いたい。

(5) 公社の「今後の方向性について」の「公社と商工会の協力は不可欠ではないか。」の記述について

吉田町商工会は、公社の社員であり、公社の役員である理事も輩出していただいておりますので、単なる協力ではなく、公社の運営そのものを担っていただいております。

そして、事業展開の中でも、企業相談の場である公社の「よしサポ」については創業に重きを置いた運営とし、創業後には商工会や金融機関との連携の中で相談者のニーズに的確に対応できるよう綿密な相互協力を行っています。また、他の事業運営の中でも

相互に協力できる点は多々ありますので、実際に協力し合いながら活動を行っているのが事実です。記述された意図が分かりません。

もし、この記述が調査事項に係る観光振興の面を捉えたものであれば、何故不可欠だと指摘する協力関係者を商工会と公社に限定して考えるのか疑問です。吉田町内には観光振興を担う組織として観光協会もありますし様々な機関との連携がイメージできるのではないかと考えますが、ことさら「公社と商工会の協力」と限定的に記述されている意図を御教示願います。

(6) 公社の「今後の方向性について」の「町は、町づくりの名にふさわしい施策を指示すべきではないか。」の記述について

この記述は、公社が現在手掛けている各種事業全般について「まちづくり」に相応しくない事業だと決めつけた否定的な文章表現だとしか解釈できません。しかしながら、公社の事業は、前述したとおり吉田町の意向も踏まえながら計画を立案し、吉田町も評決者の一員となる公社の理事会と社員総会で決定しています。そして、事業運営についても、事業を進める上での留意点などについて吉田町と確認し合うとともに、町の補助制度なども活用させていただいています。正に、吉田町が進めようとしている「まちづくり」の一翼を公社が担っているというのが実情です。

それにもかかわらず、どういう意図をもってこの記述をしたのか御教示願います。また、委員会が認める「まちづくり」とはどのようなものなのか詳しく御教示願います。

(7) 令和 8 年 1 月発行第 120 号よしだ議会だより 14 頁の記載内容の文責者等について

令和 7 年 10 月 30 日に公社を視察された議員は、吉田町議会産業建設常任委員会の大石巖委員長、平野積副委員長、大石裕之委員、楠元由美子委員、福世義己委員、蒔田昌代委員です。

ア この公社のイメージをき損する内容を多く含む委員会報告の記述の文責者は誰なのか御教示願います。

イ 委員会視察に参加された 6 人全員が同じ考えのもとで令和 8 年 1 月発行よしだ議会だより第 120 号 14 ページの記述内容が公表されたと考えてよいか御教示願います。

ウ 議会だよりの最後に議会広報特別委員会の構成が載っていますが、議会広報特別委員会としても令和 8 年 1 月発行よしだ議会だより第 120 号 14 ページの記載内容が妥当だと判断したのか、判断の過程を明確にして御教示願います。

(8) この照会文書を御覧いただいたの吉田町議会としての総括的な意見等について

この照会文書に記述した内容は、令和 8 年 1 月発行よしだ議会だより第 120 号 14 ページの記述内容によって公社のイメージを著しくき損されたと捉えている公社側から見た疑念や意見等ですが、吉田町議会として、今般の委員会報告掲載に関して公社側に伝えたいことがありましたら付記していただくようお願いします。

以上、吉田町議会に不信感を抱きながらまとめた質問となりますが、吉田町をさらに魅力ある町にするために尽力しようとしている公社の動きをより良く継続させるために御回答を賜りますようよろしくお願い申し上げます。